

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	愛知県田原市

田 原 市 鳥 獣 被 害 防 止 計 画

〈連絡先〉

担当部署名	田原市農林水産部農政課
所 在 地	愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
電 話 番 号	0 5 3 1－2 7－7 2 7 5
F A X 番 号	0 5 3 1－2 2－3 8 1 7
メールアドレス	noseishinko@city.tahara.aichi.jp

令和 7 年 4 月 1 日 改定

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、ヌートリア、アライグマ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、カワウ、ゴイサギ、コサギ、ダイサギ、ノウサギ、カルガモ、キジバト、スズメ、ムクドリ、キツネ、イタチ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	愛知県田原市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値
イノシシ	いも類	2万円、0.011ha
	野菜（キャベツ、メロン）	3万円、0.010ha
ハクビシン	野菜（メロン、スイカ）	172万円、3.440ha
	果樹（ミカン、イチジク）	7万円、0.300ha
アナグマ	野菜（メロン、スイカ）	10万円、5.000ha
タヌキ	いも類	1万円、0.030ha
ヌートリア	水稻	1万円、0.020ha
	野菜（メロン、スイカ）	21万円、0.250ha
アライグマ	—	—
ノウサギ	—	—
ハシボソガラス	野菜	2,700万円、44.000ha
ハシブトガラス	（キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ、メロン、スイカ）	
ヒヨドリ	野菜	1,100万円、21.000ha
	（キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ、メロン、スイカ）	
カワウ	魚類（クロダイ、ホウ、スズキ、ウギ）	100万円
ゴイサギ		
コサギ		
ダイサギ		

(2) 被害の傾向

①イノシシ

市内の南西に位置する大山一帯で人の手によって持ち込まれたイノシシが繁殖している。また、太平洋側の海沿いにある山林を通して市外から侵入したイノシシが、六連地区から赤羽根地区まで範囲を広げている。近年は、蔵王山、高松、渥美半島

の先端エリアにも痕跡が発見されるなど、生息域が拡大しているとみられる。被害は、山林近くの農地を中心に水稻・野菜（キャベツ、メロン）の食害、土地掘り起こし等の被害が拡大している。最近では、住宅地、通学路付近へ出没するなど、人への危害が懸念されている。

②ハクビシン、アナグマ、タヌキ、ノウサギ

市内全域に被害が発生しており、野菜（メロン、スイカ、キャベツ）、果樹（ミカン、イチジク等）の食害がある。

③ヌートリア

市内の川辺や池付近で目撃情報が増えている。水稻や野菜（ブロッコリー、キャベツ）の食害報告がある。

④アライグマ

被害報告はないが、近年生息域が拡大してきているとみられ捕獲実績が増加してきており、野菜・果樹の食害の恐れがある。

⑤ハシボソガラス、ハシブトガラス

市内全域に被害が発生しており、特に野菜（キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ、メロン、スイカ）の食害が拡大している。

⑥ヒヨドリ

カラス同様、野菜（キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ、メロン、スイカ）、の食害がある。

⑦カワウ、ゴイサギ、コサギ、ダイサギ

魚類（クロダイ、ボラ、スズキ、ウナギ）の食害が発生している。

⑧カルガモ、キジバト、スズメ、ムクドリ、キツネ、イタチ、ニホンザル、ニホンジカ

市内で被害の報告は無いが、近隣他市で被害報告や生息地域の拡大報告があることから、警戒が必要である。

（３）被害の軽減目標

指 標	現状値（令和４年度）		目標値（令和８年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	0.011ha	5万円	0.01ha	3万円
ハクビシン	3.74ha	179万円	3.00ha	100万円
アナグマ	0.001ha	0.1万円	0.001ha	0.1万円
タヌキ	0.00ha	0万円	0.00ha	0万円
ヌートリア	1.00ha	5万円	0.70ha	4万円
アライグマ	0.00ha	0万円	0.00ha	0万円
ノウサギ	0.00ha	0万円	0.00ha	0万円
ハシボソガラス、 ハシブトガラス	44.00ha	2,700万円	35.00ha	2,200万円
ヒヨドリ	21.00ha	1,100万円	15.00ha	900万円

カワウ、ゴイサギ、 コサギ、ダイサギ		210 万円		147 万円
合 計	69. 752ha	4, 006. 1 万円	53. 711ha	2, 575 万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	【捕獲体制の整備】 ・田原市が狩猟連合田原へ委託して、有害鳥獣捕獲を実施 ・カラス等の鳥類被害も必要に応じて田原市猟友会（現・狩猟連合田原）へ委託し捕獲を実施 【捕獲機材の導入】 ・市単独によりイノシシ用捕獲檻を購入し、狩猟連合田原を通じて市内に設置 平成22年度 18基 平成23年度 23基（＋5） 平成24年度 30基（＋7） 平成25年度 32基（＋2） 平成26年度 33基（＋1） 平成27年度 36基（＋3） 平成28年度 40基（＋4） 平成29年度 46基（＋6） 平成30年度 50基（＋4） 令和元年度 55基（＋5） 令和2年度 59基（＋4） 令和3年度 61基（＋2） 令和4年度 63基（＋2） 令和5年度 68基（＋5） ・その他小動物用捕獲機 20 台を市内に設置	・猟友会員の高齢化とそれに伴う猟友会員数の減少があり担い手の育成が必要である。 ・住宅地付近への出没や銃猟禁止区域があるため、銃器による駆除実施区域は限られている。 ・市内に設置された捕獲檻の管理は、捕獲率アップや安全性確保のために必要となる。しかし、毎日必要な作業であり重労働のため、管理者の負担の軽減が課題である。 ・作業効率を上げるためのICT機器の導入などを検討したいが、機器を使える人が限られている。 ・鳥獣捕獲に関する法律・制度が住民に浸透しておらず、周知が必要である。
防護柵の設置等に関する	【侵入防止柵の設置】 ・市単独補助事業（有害鳥獣対策費補助）により、田原市内に住所を有し、現に被害を受け又は被害を受ける恐れがあるとして電気柵等を設置する者に対して補助金を交付した。 （1／2以内、上限5万円） 【ワイヤーメッシュ柵の設置】 ・県との共同事業として、令和元年から令和3年にかけて、大山周辺及び表	・自己防衛を基本とし、電気柵等の設置を個々で行っているが自衛意識が高い農業者がいる一方で、自衛意識が低い農業者も多いため、農業者の意識の向上が課題である。 ・ワイヤーメッシュ柵の管理については、県と連携し管理及び補修

取組	浜エリアに野生イノシシ用のワイヤーメッシュ柵を設置した。	を行っているが、山林内に設置されたワイヤーメッシュ柵は日常的な管理が難しい為、定期的な巡回を行うなど、引き続き管理体制を構築していく必要がある。
----	------------------------------	--

(5) 今後の取組方針

イノシシの侵入経路は、人により持ち込まれた移入種が遺棄若しくは逃亡し繁殖したもの及び、市外からの侵入と考えられているが、生息区域が拡大し被害も多く発生している。このため、イノシシ対策を重点的に取組んで行く。また、イノシシからの直接の被害がないため、目撃報告などが積極的にされていない傾向がある。

短期対策として引き続き『捕獲』と『防御』の両方の取り組みを行っていく。また、長期的な対策として、ワイヤーメッシュ柵の設置箇所の拡大や、山林付近の耕作放棄地を解消するため地元住民が協力して鳥獣害対策を行えるような体制整備についても検討して行くとともに、被害状況や生息状況を把握し、適切な対策が行えるよう情報収集し、関係機関と連携を図っていく。

合わせて、他の獣害、鳥害対策も継続的に行っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシは、田原市第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)実施計画に基づき、計画的に捕獲を実施する。捕獲については、今後とも狩猟連合田原へ委託し根絶を目標とする。

カラス等についても狩猟連合田原へ委託し、地域自治会等協力の下捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年 ～ 令和8年	イノシシ ハクビシン アナグマ タヌキ ヌートリア アライグマ ノウサギ	・必要に応じて捕獲檻を導入し、捕獲者に貸し出す。
令和6年 ～ 令和8年	ハシボソガラス ハシブトガラス ヒヨドリ カワウ ゴイサギ コサギ ダイサギ	・必要に応じて狩猟連合田原に捕獲を依頼する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害防止を図るため臨機応変に対応する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	400	400	400
ハクビシン	50	50	50
アナグマ	50	50	50
タヌキ	50	50	50
ヌートリア	30	30	30
アライグマ	20	20	20
ノウサギ	10	10	10
ハシボソガラス ハシブトガラス	100	100	100
ヒヨドリ	100	100	100
カワウ	20	20	20
ゴイサギ	10	10	10

コサギ	10	10	10
ダイサギ	10	10	10
カルガモ	10	10	10
キジバト	10	10	10
スズメ	10	10	10
ムクドリ	10	10	10
キツネ	10	10	10
イタチ	10	10	10
ニホンザル	10	10	10
ニホンジカ	10	10	10

捕獲等の取組内容
・有害鳥獣の捕獲は、狩猟連合田原の協力の下に銃器及びわなによる捕獲とする。 ・銃器による捕獲は、地元住民の理解を得て実施するものとする。 ・わなによる捕獲は、二次被害の恐れが無く、効率の良い場所に設置し、捕獲頭数の増加を図る。 ・有害捕獲期間のみならず、狩猟期間も含め、一年を通じて狩猟連合田原に捕獲依頼をすると共に地元住民が協力する捕獲体制の整備を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は愛知県より権限委譲されている。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	電気柵等 16,000m	電気柵等 16,000m	電気柵等 16,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

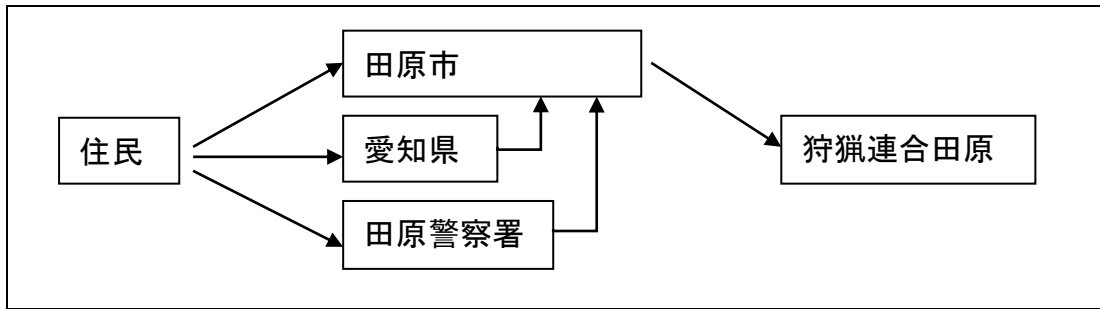
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年 ～ 令和8年	イノシシ ハクビシン アナグマ タヌキ ヌートリア アライグマ ノウサギ ハシボソガラス ハシブトガラス ヒヨドリ カワウ ゴイサギ コサギ ダイサギ	①研修会の開催 専門家を招き、鳥獣の習性に基づく被害防止対策の向上を図る。 ②啓発活動 被害防止対策として、リーフレットを配布し情報の提供を行う。 ③環境整備 農業者が主体性を持って農業残渣や未収穫農産物の適切な処分を行い、耕作放棄地の草刈など鳥獣を寄せ付けない環境整備を実施できるように推進を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
田原市	住民からの通報を受けて、狩猟連合田原と調整
狩猟連合田原	市からの依頼を受けて現場対応
愛知県	住民からの通報を受けて市に連絡
田原警察署	住民からの通報を受けて市に連絡

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却、埋却

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉利用（自家消費）
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	猟犬訓練所へ無償譲渡

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	田原市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関	役 割
東三河総局（環境保全課） 東三河農林水産事務所（農政課） （田原農業改良普及課） 愛知みなみ農業協同組合	鳥獣関連の情報提供
コミュニティ協議会長	鳥獣被害の情報提供
狩猟連合田原	鳥獣関連の情報提供及び鳥獣の捕獲
田原市（農政課・環境政策課）	鳥獣関連の情報提供、鳥獣の捕獲支援・指導及び連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東三河農林水産事務所（水産課）	鳥獣被害の情報提供
田原警察署（生活安全課）	鳥獣被害の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

『自分の農地は自分で守る。同時に、皆の農地は皆で守る。』という共通意識を持ち、個々の対策のみならず地域全体で諦めず鳥獣被害対策を行えるよう指導・助言を行う。